

○厚生労働省告示第四百八十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分065(3)③を次のように改める。

③	インサータ	
	ア 標準型	32,500円
	イ 特殊型（Ⅰ）	34,900円
	ウ 特殊型（Ⅱ）	53,600円

別表Ⅱ区分087(3)を次のように改める。

(3)	振戦軽減用（4極用）	
	① 標準型	1,240,000円
	② MR I対応型	1,240,000円

別表Ⅱ区分087(5)を次のように改める。

(5) 疼痛除去用（16極以上用）充電式

① 標準型

1,870,000円

② MRI対応型（32極用）

1,870,000円

別表Ⅱ区分087(7)を次のように改める。

(7) 振数軽減用（16極以上用）充電式

① 標準型

2,090,000円

② MRI対応型

2,090,000円

別表Ⅱ区分117(2)に次のように加える。

③ 皮下植込式電極併用型

3,060,000円

別表Ⅱ区分118に次のように加える。

(4) 植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）

870,000円

別表Ⅱ区分134(1)②イを次のように改める。

イ セルフシーリング

ⅰ ヘパリン非使用型

1cm当たり4,160円

ⅱ ヘパリン使用型

1cm当たり4,160円

別表Ⅱに次のように加える。

188	自己拡張型人工生体弁システム	3,670,000円
189	ヒト骨格筋由来細胞シート	
	(1) 採取・継代培養キット	6,360,000円
	(2) 回収・調整キット	1,680,000円
	別表VIに次のように加える。	
059	ファイバーポスト 支台築造用	1本 892円